

7月は「愛の血液助け合 い運動」月間です

献血は身近なボランティアです。夏季は、毎年血液が不足しがちとなります。400㏄献血へのご協力をお願いします。

- 日時：7月19日(金)午前10時～正午、午後1時～4時
- 場所：市役所1階市民協働ホール

問 福祉課 本3階
TEL (23) 8707

年金・国保



国民健康保険被保険者証 および後期高齢者医療被 保険者証を更新します

保険証の有効期限が7月31日で切れるため、国保は7月末、後期高齢者は7月中旬に新しい保険証を発送します。8月1日以降は新しい保険証を医療機関へ提示してください。
※保険証が届かないときは

8月13日(火)までに、また国保の方で郵送ではなく窓口交付を希望する方は7月18日(木)までに下記へご

連絡ください。保険証ケースや、臓器提供意思表示欄の保護シールをご希望の方は、担当課・支所・出張所・公民館へお越しください。

■有効期限が途中で切れる方へ

人によっては年齢到達などで有効期限が短い場合があります。次のとおり対応します。

- ①65歳に到達する退職被保険者と被扶養者：一般被保険者証を65歳到達月に郵送
- ②70歳に到達する方：被保険者証兼高齢受給者証を70歳到達月に郵送
- ③75歳に到達する方：後期高齢者医療被保険者証を75歳到達の前月に郵送
- ④在留期間が切れる方：在留期間の更新が確認でき次第、保険証を交付

問 国保年金課 本2階
TEL (23) 8857

障害年金を受けている方へ

■障害状態確認届(診断書)作成期間拡大

障害状態確認届(診断書)の作成期間が提出期限の1か月

以内から3か月以内に拡大されます。今後は誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付されます。この取扱いは提出期限が令和元年8月以降となる方が対象です。仮に障害の状態が悪化している場合でも、年金額の改定は提出期限(誕生月の属する月の末日)の翌月からとなります。

■障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間拡大

これまで障害給付額改定請求書には、提出する日前1か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えることとされていましたが、今後は3か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えてください。この取扱いは令和元年8月以降の請求分が対象です。

■20歳前の傷病により障害年金を受けている方へ

所得状況届(ハガキ)の提出の必要がなくなりました。日本年金機構において前年分の所得状況の提供を市区町村から受けられないときは、所得状況届の提出が必要となりますので、届出に関する案内が送付されます。この取扱いは令和元年8月以降の請求分が

対象です。

■国民年金保険料免除等の申請について

保険料を未納のままにしておくこと将来受けとれるはずの「老齢基礎年金や障害や死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受給できない場合があります。

経済的な理由などで納付できない場合は、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」を利用してください。令和元年7月から令和2年6月までの期間分の免除などの申請は令和元年7月1日から受付を開始します。免除の申請は2年1か月前の月分まで遡って申請することができません。

問 大田原年金事務所
TEL (22) 6311

問 国保年金課 本2階
TEL (23) 8857

税



令和元年度市民税・県民税の申告相談

平成30年中の収入について、まだ申告がお済みでない方が対象です。

- 日時・場所：▼7月9日(火)～10日(水)・大田原市役所本庁舎102会議室
- ▼7月17日(水)・湯津上庁舎106会議室
- ▼7月18日(木)・黒羽庁舎2階第1会議室

※全会場午前9時～午後4時

- 持ち物：▼平成30年中(平成30年1月1日～12月31日)の所得内容が分かるもの。給与所得者は源泉徴収票、事業など(営業や不動産賃借など)の収入があった方は収支内訳書(収入と経費が分かるもの)。

▼所得控除の証明書など(生命保険の支払証明書、障害者手帳など)▼印鑑▼口座番号(本人名義)が分かるもの(預金通帳など)▼個人番号の記載に関する書類(次の①と②いずれか)①マイナンバーカードの両面②個人番号がわかるもの(通知カード)と、身元が確認できる書類(運転免許証又は健康保険証など)

問 税務課 本2階
TEL (23) 8725

あなたの税が未来を拓く 市税等は納期内に納税、納税には口座振替が便利です

問 収納対策課 **本** 2階 TEL(23)8703

- **口座振替できる税金など(収納対策課取扱分)...** ▶市県民税
▶固定資産税・都市計画税(単有・共有名義(〇〇外〇名)、代表相続人など、納税義務者は別人扱いで、各手続きが必要)
▶軽自動車税(車両指定不可)▶国民健康保険税(世帯主課税のため、世帯主名での手続きが必要)▶介護保険料▶後期高齢者医療保険料
- **申込方法**...足利銀行、栃木銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、烏山信用金庫、那須信用組合、那須野農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)の本店または各支店に備え付けの「大田原市公金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳届出印を押印の上、金融機関窓口へ提出してください。
- **申込に必要なもの**...▶納税通知書(納税義務者名を正確に記入するため)▶口座振替をする預貯金通帳▶通帳届出印
- **振替開始**...申込月の翌月以降の納期限日から口座振替が開始されます。申込登録手続きが完了すると、納期限1週間前に「口座振替開始通知書」(ハガキ)が届きます。「市税等納期限一覧表」に記載のない期別や納期限を過ぎたものは、口座振替できません。残高不足で振替処理ができなかったときは、「口座再振替通知書」を送付し、約2週間後の15日を目安に再振替を行います。

- **差押えを強化**...市では、収入や財産がありながら市税などを納付しようとし滞り続ける滞納者に対する滞納処分(差押えなど)を強化しています。法律により、督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに、市税などを完納しなかったときには、滞納者の財産(預貯金、給与、生命保険、不動産、自動車、動産など(電化製品や美術品など))を差押えなければなりません。財産調査の一つである「搜索」は、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。搜索時に発見された財産は、差押えします。自動車を差押え(タイヤロック:自動車を運行、使用させないための措置で運行不能状態にするもの)する場合があります。差押えた動産は、インターネット公売などで売却し、滞納税に充当します。



- **事情がある場合は相談を**...病気入院や失業・事業の廃止、災害にあったなど収入支出に著しく変動があったため、市税などを納期内に納めることが一時的に困難な方は、滞納処分を受ける前に急いで収納対策課まで連絡(来庁)し納税相談してください。直近3か月程度の収入支出や生活状況などをお聞きしますので、給与明細書・通帳・医療機関への支払いの分かる書類・加入している各種保険の掛金明細書・ローン返済の明細書などを持参してください。納税相談の結果、分納誓約書を取り交わしたにもかかわらず納付計画通りの分割納付がなく不履行になった場合や、納税相談時に虚偽の申し出があったことが判明した場合は、滞納処分の対象となります。納税相談時に生活状況の見直しをお勧めしたり、ほかの部署での相談を紹介したりする場合があります。

福祉や教育などの行政サービスを提供していくためには、貴重な自主財源である市税収入の確保がとて重要で、また、公平な徴収により納税者の信頼を確保するためにも、滞納整理を推進し、滞納を防止する目的があります。

- **市税等は納期内に納税を**...市税等の滞納は、市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。また、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うこととなります。納期内に納税している大多数の皆さんとの公平性を欠くことにもなります。納め忘れを防止するためにも、安心・確実な口座振替制度をご利用ください。

家を新築などで取得された方へ

主に平成30年中に、家を新築、増築または改築により取得された方に、7月8日付で「不動産取得税納税通知書」を送付します。金融機関の窓口など、納税通知書に記載の場所へ納付してください。

● **納期限**: 7月31日(水)
問 県大田原県税事務所課税課
 不動産取得税担当
 TEL (23) 4172

くらし

明るい選挙啓発ポスター 作品募集

将来の有権者である児童生徒を対象に、選挙への関心を高めってもらうため明るい選挙啓発ポスターを募集します。

● **対象**: 市内在住または市内にある学校に通学している小学校の児童、中学校・高校の生徒※詳細は市ホームページをご覧ください。

● **締切**
 ①通学している学校に応募す

る場合: 各学校に問合せ。

②選挙管理委員会に応募する場合: 9月6日(金)必着

問 選挙管理委員会 **本** 8階
 TEL (23) 8736

パスポートの申請は 市民課窓口で

● **受付時間**: 平日午前8時30分〜午後5時15分
 ● **場所**: 市民課(本庁舎2階)
 ※支所・出張所は申請書の配布のみ。

● **申請できる方**: ▼本市に住居登録のある方 ▼学生や単身赴任などで本市に居住し、住民登録が栃木県以外の方(居所申請)

● **交付・受領**: ▼交付は土日祝日を除き6日後 ▼旅券の受領は本人のみ(代理受領不可) ▼毎週水曜の窓口延長時間内は交付のみで午後7時まで(要予約)

※県旅券センターや那須庁舎では受付できませんのでご注意ください。

問 市民課 **本** 2階
 TEL (23) 8752